

定期監査結果報告書

令和3監査年度 第1回

(令和3年10月～令和4年2月執行分)

監査対象機関

知事部局所管の現地機関	52機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	12機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	49機関
公安委員会所管の警察署	10機関
合計	111機関

佐賀県監査委員

監 査 第 139 号
令和 4 年 6 月 2 日

佐賀県議会議長	藤 木 卓一郎	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	落 合 裕 二	様
佐賀県公安委員会委員長	吉 富 啓 子	様

佐 賀 県 監 査 委 員	久 本 智 博
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	岡 口 重 文

定期監査（令和3監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第 2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	4
3 その他指摘事項・検討事項	6
4 監査対象機関ごとの監査結果	8
知事部局所管の現地機関	8
・政策部 現地機関	8
・総務部 現地機関	9
・地域交流部 現地機関	10
・県民環境部 現地機関	11
・健康福祉部 現地機関	12
・産業労働部 現地機関	15
・農林水産部 現地機関	16
・県土整備部 現地機関	21
教育委員会所管の教育機関等	23
公安委員会所管の警察署	34
用語の解説	36

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和3年10月～令和4年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	52機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	12機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	49機関
公安委員会所管の警察署	10機関

3 監査の着眼点

令和3年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - 検査完了後の支出は遅延していないか
 - 随意契約は適正か
 - 契約書の内容及び履行確認は適正か
 - 工事の執行管理は適正か

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
- (6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

用語の解説については、36 ページから 40 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項（指導事項）についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1			2				3
その他指摘事項	1	3	23	8	10	7		25	3	80
検討事項					1					1
合計	1	3	24	8	11	9		25	3	84

重要な指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検討事項 ... 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指導事項 ... 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【県土整備部】

証紙収入の報告で誤っているものがあった。

(東部土木事務所)

証紙収入について、翌月に報告すべきところ年度を越えて報告していた。

事 項 名	建設業許可申請手数料
徴 収 月	令和3年2月
徴 収 額	580,000円
報 告 す べ き 月	(正) 令和3年3月 (誤) 令和3年6月

工事費で積算額を誤っているものがあった。

(唐津土木事務所)

共通仮設費の積算において、仮設材(矢板)の運搬費を積算すべきところ、計上を漏らしていたため、積算を誤り過少に支出していた。

工 事 名	広域河改 第1622001-005号 横田川広域河川改修工事(分水路工)
契 約 金 額	79,724,700円
契 約 日	令和2年1月9日
工 事 期 間	令和2年1月9日~令和3年1月8日
過少積算額(契約額)	1,010,900円

工事費で積算額を誤っているものがあった。

(杵藤土木事務所)

橋梁下部工事に伴う旧橋撤去工事に際し、無筋構造物で積算すべきところを鉄筋構造物で積算したため、積算を誤り過大に支出していた。

工 事 名	道整交金 第0121038-002号 相知山内線道路整備交付金工事(橋梁下部工)
契 約 金 額	89,894,200円
契 約 日	令和元年9月30日
工 事 期 間	令和元年9月30日~令和2年8月31日
過大積算額(契約額)	1,021,900円

工 事 名 道整交金 第 0120038-001 号
相知山内線道路整備交付金工事（橋梁下部工）
契 約 金 額 55,942,620 円
契 約 日 平成 30 年 9 月 25 日
工 事 期 間 平成 30 年 9 月 25 日～令和元年 12 月 6 日
過大積算額(契約額) 708,400 円

工 事 名 道整交金 第 0130208-013 号
大木庭武雄線道路整備交付金工事（橋梁下部工）
契 約 金 額 30,861,600 円
契 約 日 令和 2 年 10 月 7 日
工 事 期 間 令和 2 年 10 月 7 日～令和 3 年 3 月 15 日
過大積算額(契約額) 636,900 円

工事途中に被災し不可抗力による損害が生じていたが、損害額の算定に際して請負金額に 100 分の 1 を乗じて控除すべきところ、設計金額に 100 分の 1 を乗じて控除していた。また、控除に際して間接費の調整を行う必要があったが行っておらず、積算を誤り過少に支出していた。

工 事 名 総合流防 第 0636000-001 号
浜川総合流域防災（通常費）工事（護岸工）
契 約 金 額 35,040,500 円
契 約 日 令和元年 7 月 16 日
工 事 期 間 令和元年 7 月 16 日～令和 2 年 11 月 9 日
過少積算額(契約額) 254,100 円

3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (1件)
収入目標額通知で適正でないもの
- (2) 給与、旅費関係 (3件)
病気休暇の承認で適正でないもの
旅費で返納を要するもの
時間外勤務手当等の支給で遅延しているもの
- (3) 収入関係 (23件)
調定金額で誤っているもの
調定で遅延しているものや年度を越えて調定しているもの、また、収入科目に誤りがあるもの
販売伝票の発行年度を誤っているもの
領収証書の取扱いが適正でないもの
直接収納した収納金で払い込みが遅延しているもの
現金の保管及び引継ぎが適正でないもの
現金出納簿への記載が適正でないもの
収入未済があるもの
証紙収入報告で誤っているもの(年度を越えるもの)
負担金の徴収事務で誤って徴収し、翌年度に返納しているもの
- (4) 支出関係 (8件)
支出負担行為で遅延しているもの
債権者を誤って支払っているもの
立替払により支出しているもの
請求書の日付を砂消しゴムで修正しているもの
契約内容を十分に確認しないまま別途工事を発注しているもの
- (5) 契約関係 (11件)
委託業務の完了検査で遅延しているもの
委託業務の合否通知を行っていないもの
仕様書で提出することとされている書類を提出させていないもの
一般廃棄物収集運搬業務委託において明確な根拠が示されないまま増額変更しているもの
プロポーザル方式による契約において県ホームページで公表していないもの
委託業務で検査完了日を誤っているもの
県が直接徴収すべき受講料を委託先の事業者へ徴収させているもの
産業廃棄物で処分すべき物品を一般廃棄物で処分しているもの
工事契約事務手続きに関し検討を要するもの
- (6) 工事の執行関係 (7件)
工事の積算額を誤っているもの
仕様書及び積算書で示した処分に関する工事について検査が不十分なもの
工事の設計指針の確認及び施工管理が不十分なもの

工事の積算方法が適正でないもの
工事の安全確保で不十分なもの
鉄筋かぶりが不足しているもの

(7) 補助金関係 (0件)

(8) 財産関係 (25件)

物品の返納、不用及び処分の手続きを行わないまま棄却処分しているもの
毒物劇物の管理が適正でないもの
公用車の法定(定期)点検を実施していないもの
財産台帳及び履歴台帳への記載が適正でないもの
土地改良財産譲与に関する事務手続きが行われていないもの
備品台帳への記載が適正でないもの
財産の使用許可を行っていないもの
物品の台帳登録で誤っているもの
物品で亡失しているもの
物品に損害を与えているもの
進路指導室の複合機設置に係る費用を公費負担していないもの

(9) その他 (3件)

部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	令和4年2月7日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	令和4年2月21日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 仕様書で提出することとされている書類を提出させていないものがあった。

・総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	令和4年2月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	令和4年1月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>財産台帳(有価証券その他)及び履歴台帳への記載が漏れているものがあった。</p>

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	令和4年1月24日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>時間外勤務手当等の支給で遅延しているものがあった。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	令和3年12月3日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	令和3年12月9日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	令和4年1月24日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事契約事務手続きに関し検討を要するものがあった。</p>

・県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	令和 4 年 1 月 28 日
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね 適正と認められた。

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	令和 3 年 12 月 21 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね 適正と認められた。

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	令和3年12月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金)</p> <p>一般廃棄物収集運搬業務委託において、明確な根拠が示されないまま増額変更しているものがあった。</p>

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	令和3年12月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	令和3年12月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	令和3年12月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>現金の保管及び引継ぎで適正でないものがあった。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	令和3年12月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	令和4年1月28日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>施設入所者負担金の徴収事務で退所した児童の負担金を誤って徴収し、翌年度に返納しているものがあった。</p> <p>収入未済があった。(児童福祉費負担金)</p> <p>債権者を誤って支払っているものがあった。</p> <p>プロポーザル方式による随意契約で契約締結後に契約案件名等を県ホームページで公表していないものがあった。</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	令和3年12月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	令和3年12月8日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	令和4年1月18日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 大場芳博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	令和3年12月10日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	令和4年2月2日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 現金出納簿への記載が漏れているものがあった。

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	令和3年12月2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	令和4年2月8日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	令和4年2月2日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 備品の返納、不用及び処分の手続きを行わないまま、棄却処分しているものがあった。

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	令和4年2月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	令和4年1月28日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入目標額通知で適正でないものがあった。 委託業務の完了検査で遅延しているものがあった。 警備業務委託契約の履行確認日を誤っているものがあった。

・農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	令和4年1月31日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>安全運転管理者等講習受講手数料で立替払により支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	東部農林事務所
監査執行年月日	令和4年2月4日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事の設計指針の確認及び施工管理で不十分なものがあった。毒物劇物の管理で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	令和4年2月2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	令和4年2月7日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>土地改良財産譲与に関する事務手続きが行われていないものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	令和4年2月28日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>直接収納した収納金で払込みが遅延しているものがあった。</p> <p>土地改良財産譲与に関する事務手続きが行われていないものがあった。</p>

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	令和4年1月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	令和4年1月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品（ショベルローダー）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	令和4年1月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>県が直接徴収すべき受講料を委託先の事業者へ徴収させているものがあった。</p> <p>販売伝票の発行年度を誤っているものがあった。</p> <p>直接収納した収納金で委任出納員への引継ぎが速やかに行われていないものがあった。</p> <p>物品（スピードスプレーヤー）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	令和4年1月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>毒物劇物の管理で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	令和4年2月24日
執行者	監査委員 久本智博 大場芳博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	令和4年2月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>産業廃棄物で処分すべき物品を一般廃棄物で処分しているものがあった。</p>

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	令和4年2月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>特許権の実施料に係る調定で遅延しているものや年度を越えて調定しているもの、また、収入科目に誤りのあるものがあった。</p> <p>毒物劇物の管理で適正でないものがあった。</p> <p>財産台帳(無体財産権)への記載が遅れているものがあった。</p>

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和4年1月17日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>毒物劇物の管理で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和4年2月10日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和4年2月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>証紙収入報告で誤っているもの(年度を越えるもの)があった。</p>

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	令和4年1月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>公用車の法定(定期)点検を実施していないものがあった。</p>

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	令和4年2月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務で検査完了日を誤っているものがあった。 公用車の法定(定期)点検を実施していないものがあった。 備品台帳への記載が遅れているものがあった。</p>

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	令和4年1月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	令和4年2月21日
監査執行者	監査委員 角貞樹 大場芳博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>請求書の日付を砂消しゴムで修正しているものがあった。</p>

・ 県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	令和 4 年 2 月 22 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(河川海岸使用料ほか) 支出負担行為で遅延しているものがあった。 工事費の積算方法で適正でないものがあった。 物品(広報デジタル複写機ほか)で亡失しているものがあった。</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	令和 4 年 2 月 22 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>証紙収入報告で誤っているもの(年度を越えるもの)があった。 収入未済があった。(河川占用料に係る延滞金) 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	令和 4 年 2 月 18 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事の積算額を誤っているものがあった。 工事の安全確保が不十分なものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	令和 4 年 1 月 13 日・令和 4 年 1 月 14 日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(弁償金ほか)</p>

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	令和4年1月27日・令和4年1月28日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事の積算額を誤っているものがあった。 直接収納した収納金の払込みで遅延しているものがあった。 委託業務の合否通知を行っていないものがあった。 工事の執行に関し鉄筋かぶり不足しているものがあった。</p>

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	令和4年1月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	令和4年1月21日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事費の積算額を誤っているものがあった。</p>

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	令和3年12月1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	令和3年12月1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	令和3年12月21日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 大場芳博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	令和3年10月7日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	令和3年10月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	令和3年10月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	令和3年10月29日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	令和3年10月4日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	令和3年10月1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	令和3年10月6日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>受託者からの協議に対して契約内容を十分に確認しないまま承諾し、別途工事を発注しているものがあった。</p> <p>物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	令和3年10月7日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	令和3年10月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 旅費で返納を要するものがあった。 調定金額で誤っているものがあった。 部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないものがあった。

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	令和3年10月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	厳木高等学校
監査執行年月日	令和3年10月26日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	令和3年10月11日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>運動場に配置されている車両に対して、財産の使用許可を行っていないものがあった。</p> <p>物品(パソコン)で亡失しているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	令和3年10月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	令和3年10月29日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	令和3年10月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>債権者を誤って支払っているものがあった。</p>

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	令和3年11月30日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>現金出納簿への記載が漏れているものがあった。</p>

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	令和3年10月5日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	令和3年10月28日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>書損した領収証書の取扱いで適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	令和3年10月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>消滅した商標権について、財産台帳及び履歴台帳(無体財産権)への記載が遅れているものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	令和3年11月25日
監査執行者	監査委員 角貞樹 大場芳博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品の台帳登録で誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	令和3年10月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	令和3年11月30日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 大場芳博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>仕様書及び積算書で示した処分に関する工事について検査が不十分なものがあった。</p>

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	令和3年10月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>調定金額で誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	令和3年10月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>進路指導室の複合機設置に係る費用を公費負担していないものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	令和3年11月8日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	令和3年11月30日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	令和3年10月26日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	令和3年11月24日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	令和3年11月9日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(チラーユニット)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	令和3年12月10日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里商業高等学校
監査執行年月日	令和3年12月10日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないものがあった。

監査対象機関名	伊万里実業高等学校
監査執行年月日	令和3年12月10日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 領収証書を交付していないものがあった。

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	令和3年10月25日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	令和3年10月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品(パソコン)に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	令和3年11月24日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	令和3年10月14日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 仕様書で指示した処分に関する工事について検査が不十分なものがあった。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	令和3年11月12日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	令和3年10月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	令和3年11月2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	令和3年11月1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	令和3年11月30日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 公用車の法定(定期)点検を実施していないものがあった。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	令和3年11月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 領収証書の発行事務で適正でないものがあった。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	令和3年11月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	令和3年11月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	令和3年11月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	令和3年11月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	令和3年12月7日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 大場 芳博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 仕様書で提出することとされている書類を提出させていないものがあった。

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	令和3年11月29日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	令和3年11月22日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	令和3年11月29日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 大場 芳博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 病気休暇の承認で適正でないものがあった。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	令和3年11月24日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	令和3年11月26日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	令和3年11月10日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	令和3年11月5日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	令和3年11月4日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	令和3年12月6日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員交代について

大場 芳博 令和4年4月21日退任
 岡口 重文 令和4年4月22日就任

用語の解説

用 語	説 明
定期監査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定(受入)決議書により徴収の決定(以下「調定」という。)を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定(以下「一般調定」という。)</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定(以下「払込調定」という。)</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定(以下「公金振替調定」という。)</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金(マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。)を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納入義務者に交付する領収証書は、会計管理者又は委任出納員があらかじめ公印を押し、領収証書発行番号整理簿に記入した領収証書でなければならない。</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員(委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。)又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支 出 負 担 行 為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p>

	<p>工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為 補助金の交付の決定行為 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p>地方自治法施行令 第 167 条の 2</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき 認定業者開発の新製品の買入をするとき 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき 競争入札に付すことが不利と認められるとき 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき 落札者が契約を締結しないとき</p>
<p>プ ロ ポ ー ザ ル 方 式</p>	<p>県が締結する契約のうち、県側において詳細な仕様書を作成することが困難なもの（民間企業等が有しているノウハウ・企画等を競争させることにより、要求するサービスの調達がはじめて実現されるもの）について、契約の前段階において、調達に参加する意思のある者から企画提案書等を提出させるなどにより、これらの内容や業務遂行能力が最も優れているものを選定するもので、業務に対する発想や課題解決の方法及</p>

	<p>び取組体制等のプロポーザル（提案書）を審査し、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法です。</p>
財 産 台 帳	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2</p> <p>(2) 建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4</p> <p>(3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6</p> <p>(4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8</p> <p>(5) 船舶及び航空機 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10</p> <p>(6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12</p> <p>(7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14</p> <p>(8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
か い	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることができる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 2 条第 7 号 かい</p> <p>本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>
委 任 出 納 員	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p>

	<p>佐賀県財務規則 第 2 条 第 10 号 委任出納員 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
<p>経 理 員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第 9 条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第 14 条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員 (2) 出納局の職員 (3) 生產品の販売を担当する職員</p>

(注) 関係条文を一部抜粋